

○厚生労働省告示第七十三号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年三月五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第二条の四の次に次の一条を加える。

(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第二条の四の二 保険医療機関は、患者に対して、第五条の規定により受領する費用の額に応じて当該保険医療機関が行う収益業務に係る物品の対価の値引きをすることその他の後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により、当該患者が自己の保険医療機関において診療を受けるように誘引してはならない。

第二十五条の三の次に次の一条を加える。

(経済上の利益の提供による誘引の禁止)

第二十五条の三の二 保険薬局は、患者に対して、第二十六条の四の規定により受領する費用の額に応じて当該保険薬局における商品の購入に係る対価の値引きをすることその他の後期高齢者医療制度の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を提供することにより、当該患者が自己の保険薬局において調剤を受けるように誘引してはならない。

○厚生労働省告示第七十四号

高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七十一条第一項、第七十四条第四項、第七十五条第四項及び第七十六条第三項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。ただし、病床数が四百床未満の保険医療機関及び保険薬局において、領収証を交付するに当たり明細書を常に交付することが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第二項又は第二十六条の五第二項の規定にかかわらず、当分の間、患者から求められたときに明細書を交付することで足りるものとし、明細書の交付を無償で行うことが困難であることについて正当な理由がある場合は、この告示による改正後の第五条の二第三項又は第二十六条の五第三項の規定にかかわらず、当分の間、明細書の交付を有償で行うことができるものとする。

平成二十四年三月五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第五条の二第二項ただし書を削り、同条第三項中「正当な理由がある場合を除き」を削る。

第二十六条の五第二項ただし書を削り、同条第三項中「正当な理由がある場合を除き」を削る。

○厚生労働省告示第七十五号

保険医療機関及び保険医療費担当規則(昭和三十二年厚生省令第十五号)第十九条第一項本文及び第二項ただし書、第二十条第二号へ及び第二十一項並びに第二十二項並びに高年齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和五十八年厚生省告示第十四号)第十九条第一項本文及び第二十二項ただし書、第二十条第三号へ及び第二十一項並びに第二十二項第三号への規定に基づき、療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等(平成十八年厚生労働省告示第七号)の一部を次のように改正し、平成二十四年三月一日から適用する。

平成二十四年三月五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

第六中「平成二十二年七月一日以降においては別表第1」を「平成二十四年九月一日以降においては別表第1」に、同年九月一日以降においては別表第2」を「平成二十五年四月一日以降においては別表第2」に改め、「平成二十三年四月一日以降においては別表第3に収載されている医薬品を、同年七月一日以降においては別表第6に収載されている医薬品を、同年九月一日以降においては別表第7に収載されている医薬品を、平成二十四年四月一日以降においては別表第8に収載されている医薬品を」を削り、「別表第4」を「別表第3」に改め、「平成二十二年七月一日以降においては別表第5に収載されている医薬品を除く」を削る。

第九第一号中「鑄造歯冠修復」を「金属歯冠修復」に改める。

第十第一号中「自己連続携行式腹膜灌流用灌流液」を「自己連続携行式腹膜灌流用灌流液」に改め、「ブトルファンール製剤」を削り、「塩酸モルヒネ製剤」を「モルヒネ塩酸塩製剤」に、「本表」を「本号」に、「クエン酸フェンタニル製剤」を「フェンタニルクエン酸塩製剤」に、「リン酸デキサメタゾンナトリウム製剤、メタスルホ安息香酸デキサメタゾンナトリウム製剤」を、「デキサメタゾンリン酸エステルナトリウム製剤、デキサメタゾンメタスルホ安息香酸エステルナトリウム製剤」に、「臭化ブチルスコポラミン製剤」を「ブチルスコポラミン臭化物製剤」に、「在宅腹膜灌流」に改める。

第十第二号(ハ)中「フォルテオ皮下注キット六〇〇」(一回の投与量が三十日以内である場合に限り)、ミカムロ配合錠AP、ヤーズ配合錠(一回の投与量が三十日以内である場合に限り)、ソニアス配合錠HD、ソニアス配合錠LD」を削り、同号(イ)からハまでを次のように改める。

イ 内服薬

- アルプラゾラム、エスタゾラム、オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキンド、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、プラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩、ロフラゼパ酸エチル、ロラゼパム又はロルメタゼパムを含有する内服薬並びにクロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メベンゾラト臭化物・フェノバルビタール配合剤及びプロキシフィン・エフェドリン配合剤

ロ 外用薬

フェンタニル、フェンタニルクエン酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する外用薬

ハ 注射薬

フェンタニルクエン酸塩、ブプレノルフィン塩酸塩又はモルヒネ塩酸塩を含有する注射薬
第十一中「療養担当規則」を「療担規則」に、「矯正」を「矯正」に改め、同第二号中「嚙弓異常症」を「嚙弓異常症」に、「神経線維腫症、基底細胞母斑症候群」を「神経線維腫症、基底細胞母斑症候群」に、「又はスティックラー症候群」を「スティックラー症候群、小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口顔貌症候群、ルピンスタインーティビ症候群、常染色体欠失症候群、ラーセン症候群、濃化異骨症又は六歯以上の非症候部分性無歯症」に、「咬合異常」を「咬合異常」に改める。
別表第1から別表第3までを次のように改める。